

事 務 連 絡

令和8年3月13日

各都道府県・指定都市空き家対策担当部局 御中

各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局 御中

各都道府県・区市町村介護保険主管部局 御中

各都道府県・区市町村国民健康保険主管部局 御中

各都道府県・区市町村後期高齢者医療制度主管部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
総務省自治行政局公務員部公務員課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
老健局介護保険計画課  
保険局国民健康保険課  
保険局高齢者医療課

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報の提供について（情報提供）

令和7年の地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第10条第3項に基づき、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が保有する福祉部局等所管の介護保険等の情報を提供するよう他の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から求めがあった場合、法の施行のために必要な限度において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務に抵触することなく情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知することとされました。

この対応方針の決定を受け、下記のとおりお知らせいたします。都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）に対して、この旨周知願います。

## 記

市町村の福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報のうち、例えば以下のような空家等の所有者等に関するものについて、法第10条第3項の規定に基づき、法の施行のために必要な限度において他の市町村長の求めに応じて提供することは、地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない。

(例) 介護保険に関する事務、国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に関する事務、生活保護に関する事務等のために利用する目的で保有する次の情報

- ・被保険者等<sup>(※1)</sup>の氏名、住所・居所（入所している施設等の名称、住所等の情報を含む。）、電話番号

- ・申請代行者等<sup>(※2)</sup>の氏名、住所・居所、電話番号

※1 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者本人や、生活保護の受給者本人等

※2 被保険者等本人の申請を代行した者や連絡先とされている家族等

以上